

○日本労働クラブ反対事務取扱假事務所

東京下谷區南稻荷町七、石井實方

尙七月十五日附を以て前記八組合署名の左記臨時大會の要求があつた。

「クラブ参加に就て、速やかに臨時大會を開き該大會に於て大衆討議に附せられたい」

右臨時大會の要求に對しては、七月二十八日附（大矢委員長署名）を以て……『臨時大會開催の御要求に就ては、我が全國労働本部は規約第四條加盟組合員數の各三分の一以上に依る臨時大會の要求ありたる場合』に照し御要求に副ふことを得ざることを回答します。』の回答をなした。

且つ前記八組合の俱樂部反対運動に對し、七月二十七日附（全國労働本部署名）の全國労働新聞の號外を以て、『日本労働俱樂部加盟に對する、無責任なる反対意見を駁す』の聲明書を發し、中央委員會決定の趣旨を詳述した。……右聲明書は省略す。

(二) 東京地方聯合會大會問題を中心

に全國労働本部の採れる態度

かくて七月二十五日夜東京地方聯合會の中央委員會に於て該聯合會の臨時大會開催を規約に成る多數次を以て決定した。——聯合會規約に依れば臨時大會は、中央委員の三分の二以上の賛成を要すとあり、該中央委員會に於ては、賛成委員三分の二に充たなかつた。

かくて右の反対派の回答と同時に反対派諸組合の代表と同様本部は懇談し、此の際八月二日開催の東京地方聯合會の大會を中止し、更めて同盟本部主催の大衆的の懇談會を開催した。——聯合會規約に依れば臨時大會は、中央委員の三分の二以上の賛成を要すとあり、該中央委員會に於ては、賛成委員三分の二に充たなかつた。

(イ) 七月三十日附（藤岡統制委員長署名）の通達
大衆的俱樂部問題に対する質疑に答へて一應反対運動打ち切りの結果を説ぜらるゝ様にせられたしとの提議をなしたが、反対派組合の容々所とならなかつたので、同盟本部は更に次の如き通達及び通告をなした。

昭和六年八月二日開催の東京地方聯合會の臨時大會を中止せられたい。

理由——(一) 右臨時大會は東京地方聯合會の規約に違反す
(二) 従つて東京地方聯合會所屬團體の中にも臨時大會開催に反対するものあり、此の際から情勢に於て臨時大會を開催することは、結局俱樂部参加反対組合のみの大會となり、東京地方聯合會所屬團體の間の對立を硬化し、引いては全國労働の分裂の動因をなす恐あるものと認む。

(ロ) 七月三十日附（大矢委員長並に藤岡統制委員長署名）『日本労働俱樂部に關しては、第五回中央委員會に於て既に其の參加を決定してゐる。云ふまでもなく中央委員會並に統制委員は中央委員會の正式決定に對しては、連帶、統制の責務を有するものであつて、例へ個人的に反対意見を有するも一度中央委員會に於て決定されたる事項に關しては、當然協力すべき責務を有す。然るに第五回中央委員會は決定後に於

従つて右聯合會の臨時大會問題を中心に、聯合會内の俱樂部賛成、反対兩派の對立が激化するの傾向あり、全國労働内のクラブ反対運動も又やゝもすれば同盟の統制を棄し、引いて將來分裂の危機を誘導するが如き傾向を帶び來つたので、同盟本部は左記の如き通達を反対八組合に向つて發した。

△七月二十八日附（大矢中央委員長署名）の通達『日本労働俱樂部に對し、我が全國労働中央委員會が、正式に其の参加を決定せる今日、貴組合外七組合が、大會の討議を待たずして、日本労働俱樂部排撃の決議並に聲明書を發し、且つ俱樂部反対事務取扱假事務所を設け、該俱樂部排撃運動をなしつゝあることは、我が全國労働の統制を棄し、且つ將來分裂の危機を誘導するおそれあるものと認めるが故に、速やかに右排撃運動の一切を打ち切り、且つ其の假事務所を解散せられん事を切望します。萬一今後も該運動を繼續せらるゝに於ては、全國労働本部は之に對し適當の處置を講することあるべきを豫め御了承下さい。

右に對し七月二十九日附反対諸組合より左の如き回答があつた。

『吾々の行動を分裂主義的運動の如く思意されし事に對し甚だ遺憾とするものである。就ては日本労働俱樂部反対事務取扱假事務所解散致します。

尙同時に上申書として『吾々は戦線統一の見地より全國労働の提唱したる全國労働組合會議を即時結成せられたし』があつた。

（三）反対諸組合の釋然たる諒解を得

圓滿に解決す

而して其の後藤本部の松谷、三輪、河野の諸氏の盡力により、反対の諸氏及び代表と懇談の結果、八月一日クラブ問題は圓滿なる諒解が成立するに至つた。

即ち

(イ) 東京地方聯合會の臨時大會は中止し

(ロ) 反対の諸組合並に中央委員統制委員は、前記同盟本部の通達及通告の意を諒とせられ、反対運動は最初より何等同盟の統制を棄し若しくは分裂の動因を誘致するが如き意を有するに非ざるを以て此の際反対運動の一切を打ち切り、中央委員會の決定に從ひ、全國労働の統制保持のため釋然として相協力して進むことの決定を見るに至り、茲に今迄の行きがりは全く一掃せられ、全國労働の歩調は一糸亂れず結束を固くするに至つた。

依つて八月一日午後、金國労働本部は常任執行委員會を開催し、右の如く反対の諸組合との間に圓滿なる諒解がなりたる経過を承認し、且つ今後俱樂部問題に關しては、

(イ) 中央委員會決定の趣旨更に全所屬組合員に徹底せしむべく努力すること